

## 令和 8 年度施策立案実務サポート型 E B P M 研修事業業務委託に関する企画提案競技実施要領

### 1 目的

令和 8 年度施策立案実務サポート型 E B P M 研修事業業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の内容

令和 8 年度施策立案実務サポート型 E B P M 研修事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

### 3 契約上限額

940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 宮崎県の県税に未納がない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

### 6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

## 7 スケジュール

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 公告         | 令和8年5月15日(金)      |
| (2) 質問等の締切     | 令和8年5月27日(水) 午後5時 |
| (3) 企画提案書の提出締切 | 令和8年6月3日(水) 午後5時  |
| (4) 審査結果の通知    | 令和8年6月10日(水) まで   |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 企画提案書及び添付書類の提出

#### ① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

##### ア 企画提案書(任意様式): 4部

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を記載する。
- ・ 企画提案書の鑑文として別紙1を提出すること。
- ・ 仕様書に定める「4 業務内容」に関する実施スケジュールを記載すること。
- ・ 当該業務を実施するにあたっての実施体制及び担当する者の氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載すること。
- ・ 過去5年間に施策立案実務サポート型EBPM研修事業に類似したものを地方公共団体から受託した実績がある場合は、地方公共団体名、金額、業務内容を記載すること。  
併せて、受託実績のうち直近1件に関する報告書を添付すること(HP等で公表されている場合は、URL添付で可)。
- ・ 難解な表現等は控え、図解などを活用してわかりやすい記載とすること。また、専門用語は脚注により説明を付記すること。

##### イ 見積書(任意様式): 4部(正本1部、副本3部)

- ・ 仕様書に定める業務委託の内容に沿った形で積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜きとすること。
- ・ 宛名は宮崎県知事宛とすること。
- ・ 担当者氏名及び連絡先を記載すること。

##### ウ 誓約書(別紙2): 1部

#### ③ 提出先

下記12を参照

#### ④ 提出期限

令和8年6月3日(水) 午後5時

#### ⑤ 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、審査の対象としない。

(2) 質問等

企画提案競技の内容及び仕様書等についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）の提出により行うこと。

① 提出先

下記 12 を参照

② 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者に連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

電子メールで回答する。

※ 軽微な内容を除き、電話など口頭での質問には回答しない。

(3) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 業務目的の理解

- ・ 事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。

② 企画提案内容

- ・ テーマ選定におけるヒアリングの具体的な手法が示されているか。EBPMとの相性の良いテーマ選定を行うことが期待できる内容となっているか。
- ・ テーマ選定後の支援の流れが示されているか。例えばロジックモデルなど具体的な分析や施策立案などの手法が示されているか。EBPMに基づく支援が期待できる内容となっているか。
- ・ 具体的な簡易な助言等の手法が示されているか。限られた情報を基にEBPMの考え方に基づく助言等が期待できる内容となっているか。
- ・ 仕様書に沿った内容となっているか。
- ・ 仕様書にある業務内容がすべて含まれているか。
- ・ 目的を達成すると期待できる内容となっているか。
- ・ 提案の内容が過度に専門的・複雑になっておらず、県職員等が理解・活用できそうなレベルで整理されているか。

③ 運営体制及び業務遂行能力

- ・ 業務を円滑に実施するために必要な人材や体制が確保されているか。
- ・ EBPMに関する専門的知識・経験を有していると認められるか。またその知識・経験を生かすことが期待できるか。
- ・ スケジュールが具体的かつ現実的であるか。

#### ④ 見積価格

- ・ 提案内容に見合った経費の積算となっているか。また、経費の節減が図られているか。

#### (3) 選定方法

複数の審査委員で、提案内容を総合的に審査し、最低基準点以上で、かつ最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

#### (4) 審査結果の通知

令和8年6月10日(水)までに、全参加者に書面で通知する。

#### (5) 次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を認めないものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 企画提案書の内容が、仕様書に明らかに適合しないとき。
- ③ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ④ ①から③に掲げるもののほか、企画提案競技に関する条件に違反したとき。

#### (6) (5) に該当する者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

### 9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、見積書を徴取し、見積書額が契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約書は別添の「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

### 10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

### 11 その他

- (1) この業務に関する製作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

### 12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県 総合政策部 統計調査課 企画分析担当 (担当:井上、上徳)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7042  
FAX 番号 0985-29-0534  
E-mail tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp